

# 令和8年度

# 宍粟市

# 補助・助成事業一覧

令和8年度の予算や主要施策については、「令和8年度施政方針」に記載しています。スマートフォンで右のQRコードを読み込むと、ご覧いただけます。  
また、令和8年度「広報しろう4月号」にも予算などについて、掲載しています。



宍粟市 施政方針 検索

宍粟市の職員数や人件費などの人事情報は、「宍粟市の人事行政の運営等の状況」に記載してあります。スマートフォンで右のQRコードを読み込むとご覧いただけます。最新情報は、毎年10月中旬以降に公表します。  
また、毎年「広報しろう10月号」にも人事行政について、掲載しています。



宍粟市 人事 検索



## 分野別の主な補助事業・助成事業一覧、市の組織図

項 目	補 助 金 名	ページ
ま ち づ くり	コミュニティ助成事業（宝くじの社会貢献広報事業）補助金	1～4
	自治会集会施設整備等事業補助金	
	子ども及び老人の遊び場設置促進事業補助金	
	しそう元気げんき大作戦事業補助金	
	協働のまちづくりトライやる交付金	
	男女共同参画推進事業補助金	
	地域の教育力を高めるまちづくり事業補助金	
	地域活性化等資金利子補給金	
	古民家再生促進支援事業補助金	
	人権啓発市民活動支援事業補助金	
	若者の海外研修等支援金	
	ふるさと宍粟寄付交付金	
環 境 ・ 生 活	スズメバチ駆除事業補助金	5～6
	生ごみ減量化促進事業補助金	
	リサイクル資源集団回収事業奨励金	
	再生可能エネルギー利用促進補助金	
	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金	
	彩りの森づくり事業補助金	
防 犯 ・ 防 災	自主防災組織育成支援事業補助金	7
	消防施設整備費補助金	
	防犯灯設置促進事業補助金	
	防犯カメラ設置事業補助金	
生 活 道 路 ・ 住 ま い	道路等の公共施設整備費補助・原材料支給	8～13
	簡易除雪機整備事業補助金	
	高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金	
	特定空き家等除却事業補助金	
	簡易耐震診断推進事業補助金	
	住まいの耐震改修促進事業補助金	
	住宅土砂災害対策移転支援事業補助金	
	住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金	
	オンライン婚活応援事業補助金	
	結婚新生活支援事業補助金	
	森林（もり）の家づくり応援事業補助金	
	しそう「森林（もり）の学人」下宿費補助金	
	東京圏在住者移住支援支援金	
妊 娠 ・ 出 産 ・ 子 育 て	妊活カップル応援金	14～17
	不育症治療費助成金	
	不妊治療ペア検査助成金	
	しそうスクスク応援ギフト給付金	
	妊婦健康診査費助成金	
	多胎妊婦健康診査費助成金	
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成金	
	産婦健康診査費助成金	
	1か月児健康診査費助成金	
	新生児聴覚検査費助成金	
	ファミリーサポートセンター利用料支援事業補助金	
	子どもの居場所づくり事業補助金	
	子育て世代への宅地分譲事業補助金	

項 目	補 助 金 名	ページ
福 祉	福祉世帯水道料金等助成金	18~20
	高齢者等住宅改造費助成事業補助金	
	障がい者自動車運転免許取得事業補助金	
	身体障がい者自動車改造費助成金	
	若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金	
	がん患者アピアランスサポート助成金	
	骨髄等移植ドナー支援助成金	
	福祉資格取得助成金	
	介護人材確保事業補助金（奨学金等返還金補助）	
	高齢者通いの場づくり事業助成金	
	敬老事業補助金	
農 業	土地改良事業補助金（一般・災害復旧・農地防災）	21~24
	農業用施設改修原材料支給	
	農地再生応援事業補助金	
	農地利用効率化等支援交付金	
	農業法人活性化支援事業補助金	
	農業機械導入事業補助金	
	新規就農者育成総合対策事業助成金	
	鳥獣被害防護柵設置事業補助金	
	有害鳥獣対策費補助金	
	有害鳥獣捕獲従事者確保事業補助金	
林 業	彩りの森づくり事業補助金（再掲）	25~26
	穴粟材利用拡大支援事業補助金	
	森林整備促進事業補助金	
	条件不利地間伐推進事業補助金	
	林業事業体集約化支援事業補助金	
	林道等維持補修事業補助金（林道・林業専用道）	
	林業振興基盤整備促進事業原材料支給	
商 工 業 ・ 観 光	起業家支援助成金	27~29
	まちなか創業支援補助金	
	産業立地促進助成金	
	IT関連事業所支援事業補助金	
	地域経済循環創造事業補助金	
	中小企業奨学金返済支援補助金	
	企業インターンシップ推進事業補助金	
	収益力向上支援事業補助金	
令和8年度 宍粟市役所組織図（配置図）		30

※各補助金は予算に限りがありますので詳しくは各補助金の担当課までお問い合わせください。

【兵庫県が実施している助成金情報】

■兵庫県HPの「情報を探す（スマートフォンの場合は画面右上に表示）」を選択し、検索ボックスにおいて「助成金情報」と入力いただくと、「地域づくり活動に対する助成金情報」ページが検索結果に表示されます。「令和〇年度地域づくり活動に対する助成金情報」を選択いただくと、各助成金の情報をご覧いただけます。

（例年5月頃に最新年度の情報へ更新される予定です）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp>



# まちづくりに関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

## コミュニティ助成事業（宝くじの社会貢献広報事業）補助金

### ◆ こんなときに利用できます

一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業が対象になります。詳しくはお問い合わせください。

### ◆ 助成率または助成金額

事業により補助内容が異なりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

- 補助金の対象になる人 : 市内の自治会、コミュニティ組織、自主防災組織等  
受付時期・申請方法 : 次年度の募集に向けて、担当課との事前協議が必要です。  
この点にご注意を : 一般財団法人自治総合センターの審査を要します。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課

## 自治会集会施設整備等事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

自治会集会所（公民館）の新築、増築、改築、改修、取得をしようとするときに利用できます。  
※用地費、外構及び備品購入費は除く。

### ◆ 助成率または助成金額

	新築、増改築	改修	取得
内容	以下の基本額と加算額の合算額 【基本額】 新築、増改築に要する経費の1/3。上限500万円 【加算額】 1世帯あたり2万円	改修に要する経費の1/3。上限300万円	1世帯あたり5千円 補助金 上限150万円 ※取得後1年以内に改修する場合は、改修区分補助金を加算

- 補助金の対象になる人 : 自治会  
受付時期・申請方法 : 毎年9月頃に次年度に向けた実施の意向調査を行いますので申し込みください。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課 または 市民局 まちづくり推進課

## 子ども及び老人の遊び場設置促進事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

子どもや老人の共通の遊び場として、既に使用しているもの又は使用するために整備するもののうち、遊び場の面積が原則として150㎡以上かつ事業費5万円以上の整備事業について助成を行います。

### ◆ 助成率または助成金額

上限を30万円とし、補助対象経費の実支出額の1/2以内で市長が必要と認めた額を助成します。

- 補助金の対象になる人 : 自治会  
受付時期・申請方法 : 担当課との事前協議が必要です。（着工の概ね6か月前まで）  
この点にご注意を : 基本的に補助金を受けられた後、10年間は対象から除外となります。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 子育て支援課

## しそ元気げんき大作戦事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動を支援します。詳しくはお問い合わせください。

### ◆ 助成率または助成金額

①市が設定するテーマに沿った「テーマ型提案事業」、自由な発想での提案による「自由提案型事業」、または、次年度に「テーマ型提案事業」または「自由提案型事業」にチャレンジすることを前提に組織を立ち上げる「スタートアップ事業」で、市の審査会が認めた経費の10/10以内（食材・備品購入費は2分の1以内）で補助します。

②「テーマ型提案事業」は最長5年の補助で、1年目から3年目は45万円、4年目20万円、5年目は10万円をそれぞれ上限とします。「自由提案型事業」は最長3年の補助で、1年目は45万円、2年目は40万円、3年目は35万円をそれぞれ上限とします。「スタートアップ事業」は1年間の補助で15万円を上限とします。

補助金の対象になる人 : 自治会、各種団体、サークル等  
受付時期・申請方法 : 審査会の1か月前まで。審査会で内容の説明をしていただきます。  
この点にご注意を : 審査会の開催時期は下記までお問い合わせください。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課

## 協働のまちづくりトライやる交付金

### ◆ こんなときに利用できます

地区自治会又は地区自治会と連携してまちづくり活動を行う団体の活動経費に対し助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

①コミュニティ活動の維持及び強化につながるイベント等に要する経費

②地域の課題解決に向け、課題の整理や組織のあり方の検討、活動計画等についての話し合いやそれらに向けた学習会・先進地視察に要する経費

※いずれも上限15万円

補助金の対象になる人 : 地区自治会又は地区自治会と連携してまちづくり活動をしようとする団体  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 令和10年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課

## 男女共同参画推進事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

男女共同参画の推進に関係する研修会等への参加や市民団体等が自主的に企画する学習事業や啓発事業の実施、自治会役員に女性を登用する自治会を支援します。

### ◆ 助成率または助成金額

研修会等への参加は上限を2万円とし、対象費用の8/10以内、学習事業や啓発事業は上限を10万円とし、対象費用の10/10以内、自治会女性役員参画推進事業は、会長10万円、副会長5万円、会計3万円を最大3年度の間、補助します。

補助金の対象になる人 : 自治会等、市内に拠点を置く団体・企業等  
受付時期・申請方法 : 随時受付。自治会女性役員参画推進事業は、市より対象自治会へ連絡します。  
この点にご注意を : 自治会女性役員参画推進事業の初回申請は、令和7年度～令和9年度まで。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 人権推進課

## 地域の教育力を高めるまちづくり事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

市内の自治会等が行う地域で子どもを守り育てる活動事業に対し助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

10万円を限度に、規則で定める必要経費を助成します（3か年限度）。詳しくはお問い合わせください。

補助金の対象になる人 : 自治会、各種団体、サークル等  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課

## 地域活性化等資金利子補給金

### ◆ こんなときに利用できます

地域力の向上・強化の取り組み、魅力あるまちづくりの推進を目的に公共的、公益的な事業の取組に必要な資金融資に係る利子分を補助します。

### ◆ 助成率または助成金額

融資利率から1%を除いた率の分についての補助になります。

補助金の対象になる人 : 自治会、集落営農組織、土地改良区、その他自治会と一体となって地域づくりを行う団体  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 融資事務手続きにつきましては、西兵庫信用金庫、淡陽信用組合及びハリマ農業協同組合をお願いします。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課

## 古民家再生促進支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

優良な古民家（築50年以上で伝統的木造建築技術により建築されたもの）を地域交流拠点や宿泊体験施設、店舗などに改修する場合に、改修費の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

補助対象経費の1/3以内で額によって上限額が設定されています。

500万円以上1,000万円未満の場合 : 上限250万円  
1,000万円以上1,500万円未満の場合 : 上限400万円  
1,500万円以上の場合 : 上限500万円

補助金の対象になる人 : 古民家を再生し、地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設及び店舗等として10年以上活用しようとする方  
受付時期・申請方法 : 県の随伴事業で、例年5月からの受付を開始。申請の締切は、例年10月末。  
この点にご注意を : 申請時期などの諸条件がありますので事前に担当課へご相談ください。  
令和11年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## 人権啓発市民活動支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

人権が大切にされるまちづくりを推進するため、市内の団体が自主活動として実施する人権教育・啓発事業に対し助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

上限を10万円とし、対象となる費用の10/10以内で市長が認めた額を補助します。

補助金の対象になる人 : 市内の団体  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 予算の上限に達した時点で終了となります。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 人権推進課

## 若者の海外研修等支援金

### ◆ こんなときに利用できます

海外の先進的な技術等を学ぶための研修、または、海外の大学等への6か月以上の留学に要する費用等の一部を補助します（審査会において審査のうえ決定します）。

### ◆ 助成率または助成金額

1人当たり50万円を上限として補助します。

補助金の対象になる人 : 16歳以上65歳以下の方（当該年度中に16歳になられる方を含みます。）  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 まちづくり推進課

## ふるさと宍粟寄付交付金（ふるさと納税を活用したクラウドファンディング）

### ◆ こんなときに利用できます

市内の団体・個人が魅力あるふるさとづくり及び地域活性化のために取り組む事業に対し、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングにより資金調達を支援します。

### ◆ 交付率または交付金額

対象となる費用の10/10以内で市長が認めた経費に対し、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングによって集まった寄付金について、募集に要する経費を差し引いて交付します。

補助金の対象になる人 : 市内の団体または個人  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 集めようとする寄付金が目標金額に達しなかった場合でも事業に取り組む必要があります。募集には、市の審査やふるさと納税ポータルサイト運営会社の審査を通ることが条件となります。  
お問い合わせ先 : 市長公室 地域創生課

## 環境・生活に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

### スズメバチ駆除事業補助金

#### ◆ こんなときに利用できます

不特定又は多数の市民が日常生活を営む区域から半径10m以内に巣をつくり、活動しているスズメバチの巣を駆除する場合に利用できます。ただし、店舗や事業所は対象外で、駆除費用が5千円以上であること、市の指定業者に依頼することなどの条件があります。

#### ◆ 助成率または助成金額

上限を8千円とし、対象となる費用の実支出額の1/2以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 土地・建物の所有、管理又は賃借をする個人、法人及び自治会  
ただし、市税、水道料金を滞納していないこと

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 駆除後30日以内に申請が必要です。令和11年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 市民生活部 生活衛生課

### 生ごみ減量化促進事業補助金

#### ◆ こんなときに利用できます

単価5,000円以上の生ごみ処理機の購入経費の一部を補助します（1世帯1基が限度で、再度の助成は受けられません）。ただし、宍粟版キエーロ以外の生ごみ処理機の補助金の交付を受けたことのある世帯が、宍粟版キエーロを初めて購入しようとする場合は助成対象となります。

#### ◆ 助成率または助成金額

(1) 宍粟版キエーロ（市の指定する事業者が宍粟材を利用して作製した生ごみ処理機）…上限を1万円とし、補助対象経費の実支出額の4分の3以内で市長が必要と認めた額

(2) 宍粟版キエーロ以外の生ごみ処理機…上限を1万円とし、補助対象経費の実支出額の2分の1以内で市長が必要と認めた額

※いずれも100円未満の端数は切り捨て

補助金の対象になる人 : 家庭用に生ごみ処理機を購入した世帯

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。必要な書類（領収書、納品書、保証書）

この点にご注意を : 宍粟版キエーロ以外の生ごみ処理機は各年度台数制限がありますので、事前にご確認ください。令和10年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 市民生活部 生活衛生課

### リサイクル資源集団回収事業奨励金

#### ◆ こんなときに利用できます

資源ごみの回収を集団で自ら実施する団体に対して補助します。ただし、資源ごみの回収を専ら業とするものは除きます。

#### ◆ 助成率または助成金額

回収した資源ごみの量に各単価を乗じて算出した額になります。

・新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ペットボトル、布類…1kgにつき各10円

・びん、アルミ缶、スチール缶…1kgにつき各5円

（ただし、100円未満の端数は切捨てになります）

補助金の対象になる人 : 自治会、子ども会、PTA等の団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

必要な書類（回収業者が発行した計量証明書、写真（回収状況、積載状況））

この点にご注意を : 事前に関リサイクル資源集団回収団体登録が必要です。

お問い合わせ先 : 市民生活部 生活衛生課

## 再生可能エネルギー利用促進補助金

### ◆ こんなときに利用できます

太陽光発電システム、小水力発電システム、バイオマス発電システム、薪ストーブ・ペレットストーブ（購入価格が1万5千円以上のもの）、木質バイオマスボイラーの機器を購入・設置しようとするときに利用できます。

### ◆ 助成率または助成金額

【10kW以上の太陽光発電システム】…自治会が設置する10kW以上の太陽光発電システムについては、上限を100万円として、対象となる費用の実支出額の2分の1以内で補助します。ただし、国県からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。

【小水力発電システム】…上限を250万円として、対象経費の実支出額のうち2分の1以内（国県等からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内）で、発電出力に応じて補助します。

【バイオマス発電システム】…上限を250万円として、対象経費の実支出額のうち2分の1以内（国県等からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内）で、発電出力に応じて補助します。

【薪ストーブ・ペレットストーブ】…上限を20万円として、対象となる費用の実支出額の2分の1を補助します。ただし、国県からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。

【木質バイオマスボイラー】…上限を100万円として、対象となる費用の実支出額のうち2分の1以内で補助します。ただし、国県からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。

補助金の対象になる人 : 市内に住所又は事業所を有される方、自治会  
※自治会は太陽光発電・小水力発電・バイオマス発電の設置に限る。  
※太陽光発電システムの設置は、自治会のみ申請受付。

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 薪ストーブ、ペレットストーブは完了後3か月以内に申請。その他の事業は着工前申請。年度の予算の範囲内での補助になります。令和11年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金

### ◆ こんなときに利用できます

自己居住用の戸建て住宅に、新たに自己所有の太陽光発電設備と蓄電池設備を、一体的に導入する方が対象になります。（蓄電池容量20kWh未満のもの）

### ◆ 助成率または助成金額

58.5万円を上限とし、太陽光パネルの出力と蓄電池の容量から助成額を決定します。

太陽光パネルは1kW当たり7万円（上限5kW）、蓄電池は1kWh当たり4万7千円（上限5kWh）で算定します。

再エネ特措法によるFIT認定を受けていないこと及び自家消費率30%以上が主な条件です。

補助金の対象になる人 : 自己居住用住宅に太陽光発電設備と蓄電池設備を一体的に導入する方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 補助金申請受付は、令和8年12月31日に終了します。（予定）

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 彩りの森づくり事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

自治会等が地域住民等と共に広葉樹などの植樹を行い、魅力ある風景街道づくりを行うための経費（伐採、苗木代、支柱、肥料、鹿柵材料費等）が対象になります。

### ◆ 助成率または助成金額

240万円を上限とし、補助対象経費の実支出額の10/10以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 自治会、サークル、NPO法人などの団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 令和11年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 防犯・防災に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

### 自主防災組織育成支援事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自主防災組織が地域防災力の向上を図るために防災資機材を購入するための経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を30万円とし、対象となる費用（4万円以上）の実支出額の1/2以内で補助します。ただし、1会計年度につき、1自治会あたり1回が限度となります

補助金の対象になる人 : 自主防災組織  
受付時期・申請方法 : 次年度の募集に向け、9月から10月頃に市で事前募集を行います。  
この点にご注意を : 品目によっては補助対象外のものがあるため、事前に確認ください。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 危機管理課 または 市民局 まちづくり推進課

### 消防施設整備費補助金

◆ こんなときに利用できます

積載車、ポンプ、消防機械器具等の購入又は修繕に要する経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

備品等により補助内容が異なりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

補助金の対象になる人 : 自治会または消防団  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けていますが、額が大きいものについては、前年度に協議を受けたものに限ります。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 危機管理課 または 市民局 まちづくり推進課

### 防犯灯設置促進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

LED防犯灯を新規設置または既設の蛍光灯防犯灯のLED化に要する経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

防犯灯1灯につき上限を1万5千円とし、対象となる費用の実支出額の1/2以内を補助します。1自治会1会計年度につき5灯以内となります。

補助金の対象になる人 : 自治会  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 危機管理課 または 市民局 まちづくり推進課

### 防犯カメラ設置事業補助金

◆ こんなときに利用できます

公道等を撮影する防犯カメラを購入・設置しようとするときに利用できます。

◆ 助成率または助成金額

上限を8万円とし、対象となる費用の実支出額の2/3以内を補助します。

補助金の対象になる人 : 自治会等の地域団体  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 危機管理課 または 市民局 まちづくり推進課

## 生活道路・住まいに関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

### 道路等の公共施設整備費補助・原材料支給

#### ◆ こんなときに利用できます

自治会が管理主体の法定外公共物（幅員0.9m以上の道路又は幅0.2m以上の水路であって、農道・林道・農業用水路以外のもの）等の整備について、工事費の一部を市が負担する、又は原材料を支給します。

#### ◆ 助成率または助成金額

工事費負担：業者に依頼して整備する場合（工事費用が20万円以上の場合に限ります。）で、100万円を上限として、査定工事費の1/2。また、1会計年度につき1自治会当たり1か所が限度となります。  
原材料支給：自治会で自ら整備する場合（10万円相当以上の整備に限ります。）で、50万円に相当する量の原材料を上限として原材料を支給します。ただし、1会計年度につき1自治会当たり1件が限度となります。

補助金の対象になる人 : 自治会  
受付時期・申請方法 : 原則、実施しようとする前の年度の9月末までに申込んでください。  
この点にご注意を : 補助金は自治会口座に入金します（個人口座不可）。  
お問い合わせ先 : 建設部 建設課

### 簡易除雪機整備事業補助金

#### ◆ こんなときに利用できます

自治会が市道や生活道路を除雪するためのロータリー除雪機及びトラクターに取り付ける除雪装置（バケット、ロータリー装置）の購入費用が対象になります。

#### ◆ 助成率または助成金額

- ・ロータリー除雪機、トラクターに取り付ける除雪装置
- ・上限80万円で実支出額の2/3以内

補助金の対象になる人 : 自治会  
受付時期・申請方法 : 原則、実施しようとする前の年度の9月末までに申込んでください。  
この点にご注意を : 除雪機の維持管理は、すべて自治会で行ってください。  
お問い合わせ先 : 建設部 建設課、北部建設課

### 高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金

#### ◆ こんなときに利用できます

自力で屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯等が雪下ろし等を第三者に依頼し、実施した経費を補助します。ただし、居住地域の積雪量が概ね60cm以上で、屋根に上がって雪下ろしを実施する必要があると自治会長が認められた場合に限ります。

#### ◆ 助成率または助成金額

1回当たりの上限を1万3千円とし、対象となる費用の2/3以内で補助します。

補助金の対象になる人 : ① 65歳以上の高齢者のみの世帯（65歳以上の高齢者及び18歳未満の者のみの世帯を含む）  
② 在宅の身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみの世帯  
③ ①②の組み合わせ  
④ ひとり親世帯（親と18歳未満の子とで構成する世帯）  
⑤ ひとり暮らし世帯

受付時期・申請方法 : 雪下ろし等が完了した日の属する年度の3月31日までです。  
この点にご注意を : 詳細はお問い合わせください。  
お問い合わせ先 : まちづくり部 危機管理課 または 市民局 まちづくり推進課

## 特定空き家等除却事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

特定空き家等に認定された、倒壊により周辺に危険が及ぶ恐れのある民間住宅の除却工事に要する経費の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

上限を133万2千円とし、補助対象経費の2/3以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 特定空き家等の所有者又は管理者等  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 特定空き家等の認定を受け、指導・助言又は勧告を受けた特定空き家等が対象です。申請年度内に事業を完了する必要があります。  
令和10年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## 簡易耐震診断推進事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

○昭和56年以前に建てられた住宅の耐震性を知りたいとき。  
○「宍粟市住まいの耐震改修促進事業」を計画するとき。

### ◆ 助成率または助成金額

診断費用のうち9割を市が負担します。構造により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

対象になる住宅 : 昭和56年5月以前に着工された住宅  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 構造、建方等により対象とならない場合があります。  
申請年度内に事業を完了する必要があります。  
お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## 住まいの耐震改修促進事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

昭和56年5月以前に着工され、耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅を対象に、耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

### ◆ 助成率または助成金額

- ①住宅耐震改修工事費補助 戸建住宅：補助対象経費の4/5、又は115万円のいずれか低い額  
共同住宅：補助対象経費の1/2で上限45万円×住宅戸数  
②建替工事費補助 対象経費が115万円以上の場合に定額115万円  
③屋根軽量化工事費補助 対象経費が60万円以上の場合に定額60万円  
④シェルター型工事費補助 対象経費が60万円以上の場合に定額60万円（65歳以上の世帯に限り115万円）  
⑤防災ベッド等設置費補助 対象経費が10万円以上の場合に定額10万円  
⑥住宅耐震改修計画策定費補助 作成に要する費用の2/3以内（戸建て住宅の場合、20万円が上限）  
（共同住宅の場合、戸あたり12万円が上限）  
⑦簡易耐震改修工事費補助 対象経費が60万円以上の場合に定額60万円（戸建住宅のみ）

補助金の対象になる人 : 耐震改修を行おうとする個人  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
受領方法 : 事業者による代理受領も可能です。  
この点にご注意を : 申請年度内に事業を完了する必要があります。  
お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## 住宅土砂災害対策移転支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

土砂災害特別警戒区域に存する住宅の除去及び移転を行う事業の経費の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

(除却事業)

補助対象経費の2/3で上限133万3千円

(移転事業)

#### ① 利子相当額補助

補助対象経費の10/10で上限421万円

危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する額

#### ② 建設・購入費補助

補助対象経費の10/10で上限200万円

危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に係る経費

補助金の対象になる人 : 土砂災害特別警戒区域内の居住者等  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 除却後の跡地において、土砂災害特別警戒区域内に住宅の用に供する建築物を建築しないこと。  
市外移転の場合は補助対象外  
建設・購入費補助を受ける場合は、現在居住する住宅を除却すること。  
申請年度内に事業を完了すること。  
お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## 住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

土砂災害特別警戒区域に存する住宅等の補強及び土砂災害対策施設の設計及び工事に要する費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

(住宅)

① 通常 … 補助対象経費の1/2で上限75万円

② 地形等により必要と認める場合 … 補助対象経費の1/2で上限150万円

(ホテル・旅館)

補助対象経費の1/2で上限450万円

補助金の対象になる人 : 土砂災害特別警戒区域内の居住者等  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 申請年度内に事業を完了すること。  
お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## オンライン婚活応援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

AIマッチングシステムやオンラインお見合いなどの婚活支援を行う兵庫県出会いサポートセンターへの登録手数料の全額を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

兵庫県出会いサポートセンター「はばタン会員」登録手数料 5千円

補助金の対象になる人 : 市内に住所を有する20歳以上39歳以下の未婚者  
過去に本補助金を受けていない人  
市税等に滞納がないこと  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。(オンライン申請可)  
この点にご注意を : 令和9年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 子育て支援課

## 結婚新生活支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

結婚後の住居に要する費用（住宅購入費やリフォーム代、家賃や引越費用等）の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

補助対象経費実支出額（R8.4.1～R9.3.31に支払った次の経費）の10/10以内で市長が必要と認めた額を助成します。

(1) 1世帯当たりの補助金上限額（年齢は婚姻日時点）

②夫婦とも29歳以下：60万円

①それ以外：30万円

(2) 補助対象経費

①新婚世帯が居住用に取得する市内の住宅物件の購入費又は新居のためのリフォーム費用

②賃貸借契約した市内の住宅物件の賃借に係る月額賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料等

③引越費用（引越業者又は運送業者に支払う実費をいう。）

※ただし、勤務先等から住宅手当や引越費用を受給している場合は、当該手当の合計を控除した後の金額とします。また、ほかに国の公的制度による家賃補助又は住宅取得補助等を受けていないことが条件となります。

補助金の対象になる人 : 次の要件全てを満たす夫婦又は令和7年度に本補助金の交付決定を受けた夫婦で、補助金受給額が令和7年度の補助金上限額に達していない夫婦  
①R8.1.1～R9.3.31に婚姻届を提出し受理された夫婦  
②婚姻日時点で夫婦とも39歳以下であること  
③補助申請時点の夫婦の所得合計額が、500万円未満であること  
④夫婦とも住民票が宍粟市内にあること  
⑤過去に本補助金を受けていないこと  
⑥夫婦とも市税等の滞納がないこと  
⑦ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講すること

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 補助対象要件を満たす場合は、森林（もり）の家づくり応援事業補助金との併給が可能ですが、両補助金をあわせて取得費を上限とします。  
令和9年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 子育て支援課

## 森林（もり）の家づくり応援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

【住宅取得】  
転入又は転居し、住宅を取得するときに利用できます。  
【市内事業者活用】  
市内事業者により住宅を新築するときに利用できます。  
【地域材活用】  
穴栗材を使った住宅を新築するときに利用できます。  
【空き家改修】  
空き家を活用するために、必要な改修をするときに利用できます。

### ◆ 助成率または助成金額

【住宅取得】  
補助対象経費の1/10以内（転入の場合：上限50万円、転居の場合：上限30万円）  
【市内事業者活用】  
補助対象経費の1/10以内（上限50万円）  
【地域材活用】  
構造材活用の場合は1㎡につき2万円、内装材活用の場合は1㎡につき5千円（合わせて上限40万円。ただし、内装材の上限は20万円）  
【空き家改修】  
補助対象経費の1/3以内（空き家バンク登録物件の場合：上限50万円、その他の場合：上限25万円）

補助金の対象になる人 : 【住宅取得】  
40歳以下の転入・転居者又は中学生以下の子どもを有する世帯  
【市内事業者活用】  
市内事業者の施工により住宅を市内で新築する方  
【地域材活用】  
穴栗材を使用した住宅を市内で新築する方  
【空き家改修】  
穴栗市空き家バンク又は宅建業者の仲介により空き家の売買又は賃貸契約を締結した方で、市内事業者の施工により改修を行う方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 【住宅取得、市内事業者活用、地域材活用支援】  
事前に事業計画書の提出が必要になります。令和11年3月31日に終了します。  
【空き家改修支援】  
令和10年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## しそ「森林（もり）の学人」下宿費補助金

### ◆ こんなときに利用できます

県立森林大学校及び市内の高等学校に通学する学生・生徒の下宿費を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

貸室・貸家・集合賃貸住宅…上限を1万円とし、補助対象経費から2万円を控除した額の1/3以内の額を助成します。

補助金の対象になる人 : 遠方から市内に下宿する兵庫県立森林大学校又は市内の高等学校に在学する学生及び生徒

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 市長公室 地域創生課

## 東京圏在住者移住支援支援金

### ◆ こんなときに利用できます

東京圏から移住して就業や起業をされる方に対し、移住にかかる費用の一部を支援します。

### ◆ 助成率または助成金額

世帯で移住された場合は100万円、単身者の場合は60万円。

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、一人につき最大30万円を加算。

補助金の対象になる人 : ※次の①②③又は①②④の要件に該当される方に限ります。  
①東京23区に5年以上在住、または東京圏に在住し23区内に5年以上通勤  
②宍粟市に移住して1年以内で、5年以上継続の意思を有する。  
③兵庫県が支援対象と認めた求人に就職、または起業する。  
④宍粟市が定める「関係人口」の要件に該当する方

受付時期・申請方法 : 例年、4月から2月末まで受け付けています。  
詳しくはお問い合わせください。

この点にご注意を : 「関係人口」の要件以外においては、就業先の法人の代表者又は取締役などの  
経営を担う者と3親等以内の親族に該当する場合は、助成対象となりません。  
令和12年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 建設部 住宅土地政策課

## 妊娠・出産、子育てに関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

### 妊活カップル応援金

#### ◆ こんなときに利用できます

保険適用となる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられた場合、又は、年齢要件や回数要件により保険適用とならない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられた場合に応援金を給付します。

#### ◆ 助成率または助成金額

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）1回につき10万円（※下記①②の場合は5万円）を給付します。  
※①以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合②採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合

補助金の対象になる人 : 治療を受けた期間及び申請日において、夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が市内に住所を有して一定の要件を満たされる方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 申請期限があります。（申請期限：治療終了日の属する年度末と治療終了日から3か月経過する日のいずれか遅い日）

お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

### 不育症治療費助成金

#### ◆ こんなときに利用できます

医療機関で不育症治療を受けられた際に要した費用の一部を助成します。

#### ◆ 助成率または助成金額

1年度あたり30万円を限度とし助成します。

補助金の対象になる人 : 夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が宍粟市に住所を有し、一定の要件を満たされる方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 申請期限があります。（治療日の属する年度の3月末日まで）

お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

### 不妊治療ペア検査助成金

#### ◆ こんなときに利用できます

保険適用外の不妊治療に係る検査費用（初回受診1組1回限り）の一部を助成します。

#### ◆ 助成率または助成金額

保険適用外の不妊治療にかかる検査費用の7割を助成します。（自己負担3割）

補助金の対象になる人 : 夫婦（事実婚含む）そろって不妊治療の検査を受けられた方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

### しろうスクスク応援ギフト給付金

#### ◆ こんなときに利用できます

安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊婦のための支援給付金を給付します。

#### ◆ 助成率または助成金額

妊娠届出後の妊婦給付認定後に5万円、胎児の数の届出後に子どもの数×5万円を給付します。

補助金の対象になる人 : 妊娠届出後に給付妊婦であることの申請を行い妊婦給付対象と認定された方

受付時期・申請方法 : 妊娠届出後に妊婦給付認定を、出産予定日の8週間前以後に胎児の数の届出を受け付けします。

この点にご注意を : 給付を受けることができるのは妊婦のみです。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 妊婦健康診査費助成金

### ◆ こんなときに利用できます

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

妊娠全期を通して受診した妊婦健診に対し14回かつ10万8千円の範囲内で助成します。

補助金の対象になる人 : 宍粟市に住所を有する方で母子健康手帳の交付を受けられた方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 母子健康手帳の交付の際に助成券を交付しています。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 多胎妊婦健康診査費助成金

### ◆ こんなときに利用できます

多胎妊婦が14回を超えて妊婦健康診査を受診される場合にその費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

15回目以降の妊婦健康診査1回につき1万円を上限に、1人あたり5回を限度に助成します。

補助金の対象になる人 : 宍粟市に住所を有する方で多胎児を妊娠し母子健康手帳の交付を受けられた方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 母子健康手帳の交付の際に助成券を交付しています。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成金

### ◆ こんなときに利用できます

住民税非課税世帯等の低所得の妊婦に対し妊娠判定のための初回産科受診料の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

妊娠判定のための初回産科受診料に対し、1万円を上限に助成します。

補助金の対象になる人 : 宍粟市に住所を有する住民税非課税世帯又は同等水準と認められる世帯に属する方で、妊娠している可能性が高い方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : まずは保健福祉課にご相談ください。  
申請期限があります。(初回産科受診日の翌日から起算して1年以内)  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 産婦健康診査費助成金

### ◆ こんなときに利用できます

産婦健診(産後2週間健診、産後1か月健診)に係る費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

5千円を上限とします。ただし、産婦健診の費用が5千円に満たない場合は、その額とします。1回の出産につき2回以内とします。

補助金の対象になる人 : 【健診対象者】受診日に宍粟市に住所を有する産後2か月以内の方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 母子健康手帳の交付の際に助成券を交付しています。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 1 か月児健康診査費助成金

### ◆ こんなときに利用できます

1 か月児健診に係る費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

4千円を上限とします。ただし、1か月児健診の費用が4千円に満たない場合は、その額とします。健診対象者1人につき1回とします。

補助金の対象になる人 : 【健診対象者】受診日に宍粟市に住所を有し、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児  
【助成対象者】1か月児健診を受診した者の保護者で、受診日に宍粟市に住所を有する方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 母子健康手帳の交付の際に助成券を交付しています。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 新生児聴覚検査費助成金

### ◆ こんなときに利用できます

新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

8千円を上限とします。ただし、聴覚検査の費用が8千円に満たない場合は、その額とします。検査対象者1人につき1回とします。

補助金の対象になる人 : 【健診対象者】受診日に宍粟市に住所を有し、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児  
【助成対象者】1か月児健診を受診した者の保護者で、受診日に宍粟市に住所を有する方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 母子健康手帳の交付の際に助成券を交付しています。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## ファミリーサポートセンター利用料支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

子育てを地域で相互援助する「ファミリーサポートセンター事業」について、低所得のひとり親世帯や生活保護世帯に対して利用料金の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

1世帯1か月当たりの上限額を5千円とし、実支出額の1/2を助成します。

補助金の対象になる人 : ファミリーサポートセンター事業の利用者で次のいずれかに該当される方  
①生活保護世帯  
②児童扶養手当受給世帯（全額支給停止の世帯は除く）及びそれに類すると市長が認めた世帯  
③住民税非課税世帯（4月から6月については、前年度分の市民税非課税世帯）

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 子育て支援課

## 子どもの居場所づくり事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

子どもを地域で見守る拠点（子どもの居場所）として、食事の提供や学習の支援等を行うための環境整備費用や運営費の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

①開設費補助：上限10万円で、実支出額の10/10以内（備品購入費及び施設改修費等は1/2以内）を助成します。

②運営費：1万円×事業実施回数の合計額又は年間20万円のどちらか少ない額を助成します。

補助金の対象になる人 : 子どもの居場所づくり活動を行う団体  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 令和11年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 子育て支援課

## 子育て世代への宅地分譲事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

子育て世帯の定住化促進を図るため、宍粟市千種町河呂字宝谷地区の宅地分譲について、購入価格の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

50万円を上限として、宅地分譲価格の10/100を助成します。

補助金の対象になる人 : 18歳未満の子どもを養育され、規則で定める一定の要件を満たされる方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 特にありません。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 子育て支援課

## 福祉に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

### 福祉世帯水道料金等助成金

◆ こんなときに利用できます

水道料金、下水道使用料の一部を助成します。申請いただき、認定の翌月から助成となります。

◆ 助成率または助成金額

水道料金ならびに下水道使用料の基本料金の一部を助成し、請求額から差引きします。

補助金の対象になる人 : 市民税非課税世帯、かつ、一定の要件に該当する世帯  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。用紙は市ホームページにも掲載しています。  
この点にご注意を : 世帯の判定は住民基本台帳上の同一住所によります。生活保護法の適用世帯や水道料金・下水道使用料で滞納がある世帯は除きます。  
お問い合わせ先 : 建設部 水道管理課

### 高齢者等住宅改造費助成事業補助金

◆ こんなときに利用できます

対象の方が居住し日常生活を送る住宅の補助対象箇所の改造費用を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を100万円とし、補助対象となる改造費用の1/3から10/10を補助します（所得により段階があります）。

補助金の対象になる人 : 身体障がい者・要介護認定者等  
受付時期・申請方法 : 随時（ただし、年度末までに完成の検査を受ける必要があります）  
この点にご注意を : 新築、改築又は増改築等に併せて行われる改造工事は、補助対象外です。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 高年福祉課

### 障がい者自動車運転免許取得事業補助金

◆ こんなときに利用できます

身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方が、指定自動車教習所において技能を取得し、新規に普通自動車免許を取得した場合に要した経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を10万円とし、補助対象経費の1/2以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 宍粟市に住所を有する身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、自動車の使用により職業の安定等に効果があり、公共交通機関の利用が困難な方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 所得金額に一定の条件があります。技能取得の受講の前にご相談ください。申請は取得後1か月以内に申請が必要となります。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 障がい福祉課

### 身体障がい者自動車改造費助成金

◆ こんなときに利用できます

身体に障がいのある方が、就労等のために、自ら所有し、運転する自動車の操行装置等を改造する費用の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を10万円とし、改造に要した経費を助成します。ただし、改造の費用に当てるために寄付金その他の補助等を受けている場合は、その額を除いた額となります。

補助金の対象になる人 : 宍粟市に住所を有される方で、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 所得金額に一定の条件があります。助成金は、必ず改造前に申請してください。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 障がい福祉課

## 若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金

### ◆ こんなときに利用できます

若年者の末期がん患者の方で、治癒を目的とした治療を行わず、在宅で日常生活を送るために必要な介護サービス（訪問介護及び福祉用具の貸与）に係る費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

介護サービスの利用料の9割。ただし、訪問介護の利用は週3回までで、1か月の利用料の上限は6万円となります。

補助金の対象になる人 : 宍粟市に住所を有される方で、治癒を目的とした治療を行わない20歳以上40歳未満の末期がん患者  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : この制度の利用には事前の申し込みが必要になります（詳しくは担当課までお問い合わせ下さい）。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## がん患者アピアランスサポート助成金

### ◆ こんなときに利用できます

がん治療を受けた場合の医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

医療用ウィッグは上限5万円、乳房保護補正下着は上限1万円、人工乳房は上限5万円とし、購入費用を助成します。

補助金の対象になる人 : がん治療を受けて補正具を必要とされる方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 所得、購入日等に要件がありますので、担当課までお問い合わせください。  
申請期限があります。（申請期限：補正具購入日の属する年度末と購入日の翌日から90日経過する日のいずれか遅い日）  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 骨髄等移植ドナー支援助成金

### ◆ こんなときに利用できます

骨髄等提供のための健康診断や自己採血のための入院・通院、骨髄等採取のための入院等に対する慰労のための費用を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

骨髄等提供のための通院や入院1日につき2万円を助成します。

補助金の対象になる人 : 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了された方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 骨髄等を提供した日から1年以内の申請者に限ります。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 保健福祉課

## 福祉資格取得助成金

### ◆ こんなときに利用できます

介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士、介護支援専門員の資格を取得する費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

受講料、資格登録費用、受験料及び教材等の購入費用の合計額の1/2以内とし、5万円を限度に助成します。

補助金の対象になる人 : 市内に住所を有し、かつ現に居住されている方で、介護従事者として播磨科学公園都市圏域定住自立圏域（たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町）の福祉事業所に就業される方又は就業予定の方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 資格取得日から6か月以内に申請書の提出があったものに限りです。  
お問い合わせ先 : 健康福祉部 福祉相談課

## 介護人材確保事業補助金（奨学金等返還金補助）

### ◆ こんなときに利用できます

市内の介護・障がい福祉サービス事業所等に就職した方の奨学金等返還費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

奨学金等返還費用の1/3以内とし、年間16万円を限度に最大5年間（60月）助成します。

- 補助金の対象になる人 : 採用時に介護福祉士等の資格を持ち、市内の事業所に就職された方で、対象条件を満たされる方
- 受付時期・申請方法 : 市よりホームページ等で案内します。
- この点にご注意を : 兵庫県等からの助成を受けている場合、その助成額を差し引いた額となります。令和9年3月31日に終了します。
- お問い合わせ先 : 健康福祉部 高年福祉課

## 高齢者通いの場づくり（いきいき百歳体操教室等）事業助成金

### ◆ こんなときに利用できます

原則として週1回以上、何らかの支援を要する高齢者の参加を促す介護予防、健康づくりのために、「いきいき百歳体操」等を行う場を運営する地域の住民や団体に対し、費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

4月1日から翌年3月末までの期間において、年間5万円を限度に通いの場の活動へ参加した参加者1人1回につき50円を助成します。ただし、助成対象となる参加者は、市内に居住する65歳以上の方及びその支援のために関わる方に限ります。

- 補助金の対象になる人 : 高齢者通いの場（いきいき百歳体操等）を運営する地域の住民や団体（ただし、概ね自治会区域に1か所を目安とします。）
- 受付時期・申請方法 : 申請期限があります。（市が指定する期日まで）
- この点にご注意を : 助成金の交付を受けようとする団体等は、事前に「通いの場開設届」の提出が必要です。令和9年3月31日に終了します。
- お問い合わせ先 : 健康福祉部 福祉相談課

## 敬老事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

自治会等の地域で敬老事業を実施する場合、その費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

基準日（4月1日）において、当該年度末に75歳以上となる方の人数に1,500円を乗じた額を助成します。

- 補助金の対象になる人 : 自治会に加入し、当該年度末に75歳以上となる方の人数により助成金額を決定しますが、75歳未満の方も事業に参加いただけます。
- 受付時期・申請方法 : 市より自治会長に文書で案内します。
- この点にご注意を : 1自治会あたり1団体に対しての補助となります。  
（令和7年度まで社会福祉協議会を通じて助成していた敬老会補助金は廃止され、この補助金に変更されました。）
- お問い合わせ先 : 健康福祉部 高年福祉課

## 農業に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

### 土地改良事業補助金（一般・災害復旧・農地防災）

#### ◆ こんなときに利用できます

農業者が、共同して行う農道の新設又は改修、農道橋・ため池・用排水路・頭首工・井せき・揚水施設・水門等の改修及び農地や農業用施設の災害復旧事業並びに農業防災事業に要する工事費について補助します。ただし、査定工事費が20万円以上のものになります。

#### ◆ 助成率または助成金額

200万円を上限として、査定工事費の1/2以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 農会又は集落営農組合等  
受付時期・申請方法 : 補助を受けようとする前の年度の9月末までに申し込んでください。  
この点にご注意を : 災害復旧事業及び農地防災事業を除き、農業用施設改修原材料支給と合わせて1会計年度につき、1農会当たり2件以内となります。  
お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

### 農業用施設改修原材料支給

#### ◆ こんなときに利用できます

農業者が、共同して行う農道や農道橋・ため池・用排水路・頭首工・井せき・揚水施設・水門等の改修及び災害に係る被災施設の原形復旧並びに応急措置に要する原材料について支給します。ただし、査定材料費が10万円以上のものに限ります。

#### ◆ 助成率または助成金額

50万円を上限とし、査定材料費の10割に相当する量（材料）を支給します。

補助金の対象になる人 : 農会又は集落営農組合等  
受付時期・申請方法 : 補助を受けようとする前の年度の9月末までに申し込んでください。  
この点にご注意を : 土地改良事業補助金（災害復旧事業及び農地防災事業を除く）と合わせて1会計年度につき、1農会当たり2件以内となります。  
お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

### 農地再生応援事業補助金

#### ◆ こんなときに利用できます

荒廃農地の再生・栽培作業及び再生に必要な基盤整備並びに農地以外の利活用を支援します。

#### ◆ 助成率または助成金額

次のとおり助成します。

①農地として利活用する場合（農振農用地に限る。）

再生作業…上限を1号遊休農地は1アールにつき5,700円、非農地は1アールにつき8,900円とし、補助対象経費の1/2以内で市長が必要と認めた額

再生に必要な基盤整備…上限を20万円とし、補助対象経費の1/2以内で市長が必要と認めた額

栽培作業…上限を年間1アールにつき4,000円とし、補助対象経費の1/2以内で市長が必要と認めた額

②農地以外に利活用する場合（非農地に限る。）

上記の事業…上限を1アールにつき8,900円とし、補助対象経費の1/3以内で市長が必要と認めた額

補助金の対象になる人 : 農業者及び農業団体、土地所有者  
受付時期・申請方法 : 補助を受けようとする前の年度の9月末までに申し込んでください。  
この点にご注意を : 令和9年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 農地利用効率化等支援交付金

### ① 融資主体支援タイプ

#### ◆ こんなときに利用できます

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が融資を受け、農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

#### ◆ 助成率または助成金額

次に定める額のうちいずれか低い額 ※上限300万円

- (1) 補助対象経費の実支出額から融資額及び地方公共団体等から助成を受けた額を差し引いた額
- (2) 融資額
- (3) 補助対象経費に3/10を乗じて得た額

補助金の対象になる人 : 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

### ② 地域農業構造転換支援タイプ

#### ◆ こんなときに利用できます

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要となる農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

#### ◆ 助成率または助成金額

次に定める額のうちいずれか低い額 ※上限 1,500万円

- (1) 事業費の10分の3以内
- (2) 事業費 - 地方公共団体等による助成額
- (3) リース物件購入価格(税抜き) × 3/7以内

補助金の対象になる人 : 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

### ③ 条件不利地域支援タイプ

#### ◆ こんなときに利用できます

経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するため、必要となる共同利用機械・施設の導入を支援します。

#### ◆ 助成率または助成金額

整備内容毎に1/2(農業機械にあっては1/3)を乗じて得た額の範囲内

補助金の対象になる人 : 農業者等の組織する団体並びに参入法人

#### 【①～③共通】

受付時期・申請方法 : 補助を受けようとする前の年度の9月末までに申し込んでください。

この点にご注意を : 詳細については事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 農業法人活性化支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

経営の多角化・高度化に必要な農業機械の導入経費や法人運営に必要な経費、労務管理、販売管理等の知見を有する人材雇用の支援等を行います。

### ◆ 助成率または助成金額

①農業法人活性化支援機械整備事業…県が定める農業機械の導入経費で、法人化・雇用拡大・組織化タイプの場合は上限300万円、広域連携タイプの場合は上限800万円とし、補助対象経費の1/3以内（前年度までに公告された地域計画のうち、目標地図に位置づけられている経営体については、100万円引き上げるものとする。）

②法人運営プロフェッショナル人材活用事業…県が定める法人経営プロフェッショナル人材の雇用又は業務委託に関する経費で、上限を100万円とし、補助対象経費の1/2以内

補助金の対象になる人 : 兵庫県の農業法人活性化支援事業実施要領に規定する事業対象者

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 令和9年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 農業機械導入事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

農業の継続や就農に意欲のある農業者のスマート農業機械等の導入を支援します。

### ◆ 助成率または助成金額

スマート農業機械は上限200万円、それ以外の農業機械は上限100万円とし、補助対象経費の1/3以内

補助金の対象になる人 : 地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域の中心的経営体かつ、宍粟市認定農業者、宍粟市認定就農者又は集落営農組織

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 令和12年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 新規就農者育成総合対策事業助成金

### ① 経営発展支援助成金

#### ◆ こんなときに利用できます

国の定める「新規就農者育成総合対策実施要綱」に定められた経費（新規就農時の経営発展のための機械並びに施設の導入費用）について支援します。

#### ◆ 助成率または助成金額

補助対象事業費のうち県支援分の2倍を国が支援※補助対象事業費上限1,000万円

ただし、経営開始資金を受ける場合は、補助対象事業費上限500万円

### ② 経営開始資金

#### ◆ こんなときに利用できます

国の定める「新規就農者育成総合対策実施要綱」に定められた経費（経営開始時の経営資金）について支援します。

#### ◆ 助成率または助成金額

13.75万円/月（165万円/年）、補助期間は最長3年間

#### 【①～②共通】

補助金の対象になる人 : 認定新規就農者（就農時49歳以下）

受付時期・申請方法 : 補助を受けようとする前の年度の9月末までに申し込んでください。

この点にご注意を : 詳細については事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 鳥獣被害防護柵設置事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

防護柵を新設または耐用年数経過に伴う取替え、補修する場合の資材経費が対象になります。新設、取替え等の形態により次の分類があります。

【集落型】…耐用年数が10年以上の電気柵又は金網柵の新設・取替えで、延長100m、農地の受益面積が20a以上で受益戸数が2戸以上、かつ集落内の農地を一体的かつ効率的に防護するもの

【団地型】…延長100m以上の電気柵、金網柵又は金属線混撚網柵の新設・取替えで、農地の受益面積が20a以上で受益戸数が2戸以上のもの。ただし、下記【特別型】による補助により防護柵を設置した場合、その受益農地については5年間は【団地型】で防護柵を設置することはできません。

【特別型】…耐用年数10年以上の電気柵又は金網柵の新設で、受益戸数が3戸以上、かつ集落内の農地を一体的かつ効率的に防護するもの

【修繕型】…既存防護柵の補修（資材に要する経費が10万円以上のものに限る。）

### ◆ 助成率または助成金額

【集落型】…上限を50万円とし、対象となる経費の実支出額の3/4以内

【団地型】…上限を200万円とし、対象となる経費の実支出額の1/2以内

【特別型】…対象となる経費の実支出額の10/10以内で市長が必要と認めた額

※対象となる経費の計算は、防護柵の種類によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【修繕型】…上限を25万円とし、対象となる経費の実支出額の1/2以内

補助金の対象になる人 : 自治会、農会又は集落営農組合  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 詳細については事前にお問い合わせください。  
お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 有害鳥獣対策費補助金

### ◆ こんなときに利用できます

農作物被害軽減のために、有害鳥獣を捕獲する箱わな、箱わなセンサーの購入費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

次のとおり助成します。

1 箱わな1基あたりの上限を4万8千円とし、補助対象経費の実支出額の2分の1以内で市長が認めた額

2 箱わなセンサー1台あたりの上限を2万2千円とし、補助対象経費の実支出額の2分の1以内で市長が認めた額

補助金の対象になる人 : 農会、自治会及び兵庫県猟友会宍粟支部  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 令和10年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 有害鳥獣捕獲従事者確保事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

宍粟市に住所を有される方が狩猟免許を取得される際に要する経費を補助します。

取得に係る補助対象経費：初心者講習会費、試験申請手数料、狩猟者登録手数料、狩猟税、猟友会費

### ◆ 助成率または助成金額

狩猟免許の取得に要する補助対象経費の1/2を補助します。ただし、自治会及び農会の推薦がある場合は、全額補助。

補助金の対象になる人 : 新規狩猟免許取得者（狩猟者の登録、猟友会宍粟支部への入会、並びに有害鳥獣捕獲事業への協力が見込まれる方）  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 令和10年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

## 林業に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

### 彩りの森づくり事業補助金（再掲）

◆ こんなときに利用できます

自治会等が地域住民等と共に広葉樹などの植樹を行い、魅力ある風景街道づくりを行うための経費（伐採、苗木代、支柱、肥料、鹿柵材料費等）が対象になります。

◆ 助成率または助成金額

240万円を上限とし、補助対象経費の実支出額の10/10以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 自治会、サークル、NPO法人などの団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 事業実施前にご相談ください。  
令和11年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

### 穴粟材利用拡大支援事業補助金

◆ こんなときに利用できます

穴粟材又は穴粟材を活用した住宅や製品等を広く不特定多数の方に周知するための展示会、見学会、PRパンフレットの作成等の啓発活動、実証研究、開発等に要する費用を補助します。

◆ 助成率または助成金額

1回につき対象経費が10万円以上で上限50万円とし、補助対象経費の1/2以内。

補助金の対象になる人 : 穴粟材又は穴粟材を活用した住宅や製品等を扱う企業や自治会等の団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 事業実施前にご相談ください。令和10年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

### 森林整備促進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

民有林において行う間伐施業、更新伐、枝打ち、植栽、鹿柵設置、下刈り、除伐、作業道開設、竹林整備事業に対して補助します。（ただし、令和2年4月1日以降に認定された森林経営計画に係る施業については、原則として、計画林班内すべてのスギ・ヒノキ林について間伐等の計画がなされたものに限りします。）

◆ 助成率または助成金額

森林経営計画の有無及び施業メニューにより、助成率または助成金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

補助金の対象になる人 : 森林所有者等（林業事業体については、原則、穴粟市登録事業体に限りします。）

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 事業実施前にご相談ください。令和10年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

### 条件不利地間伐推進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

森林経営計画の作成が困難な奥地等の条件不利地の森林において、公益的機能を十分に発揮する健全な森林を育成するために実施する切捨間伐に係る経費に対して補助します。

◆ 助成率または助成金額

現地の状況により助成金額が異なります。詳しくはお問合せください。

補助金の対象になる人 : 森林所有者または森林所有者から委託を受けた林業事業体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 事業実施前にご相談ください。令和9年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 林業事業体集約化支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

宍粟市に登録のある林業事業体が森林整備を行うために、森林所有者から市内の森林を売買等により取得し、当該林班に係る森林経営計画の認定を受けた場合、その取得に際し森林所有者へ支払った価額の一部に対して補助します。市内に森林を所有されている方で管理にお困りの場合は、林業事業体にご相談ください。

### ◆ 助成率または助成金額

（林業事業体対象補助事業）森林所有者から取得した民有林等1ヘクタールあたりの上限を5万円とし、補助対象経費の実支出額の1/5以内で市長が必要と認めた額。※千円未満の端数は切り捨て

補助金の対象になる人 : 宍粟市に登録のある市内に本店又は支店等がある林業事業体  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 森林整備を加速化させるために施行する林業事業体を対象とした補助事業です。市内に森林を所有されている方におかれましては、管理にお困りの場合に森林を整理等される場合の手段として参考としてください。  
林業事業体名簿をホームページに掲載しています。  
令和8年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 林道等維持補修事業補助金（林道・林業専用道）

### ◆ こんなときに利用できます

林業の生産性の維持向上に向けた林業基盤の補修に係る経費に対して補助します。（林道台帳に記載する林道・林業専用道）

### ◆ 助成率または助成金額

森林経営計画認定区域等の場合は上限200万円とし、査定工事費の100分の83の額を助成、認定区域以外の場合は上限120万円とし、査定工事費の2分の1の額を助成します。

補助金の対象になる人 : 自治会、生産森林組合、森林経営計画認定者等の森林所有者  
受付時期・申請方法 : 令和8年4月～令和9年2月下旬  
この点にご注意を : 着工前申請となります。  
お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 林業振興基盤整備促進事業原材料支給

### ◆ こんなときに利用できます

林業の生産性の維持向上に向けた林業基盤の補修に係る原材料を支給します。（林道台帳に記載する林道・林業専用道）

### ◆ 助成率または助成金額

査定材料費の100%相当量（材料費10万円以上50万円以下）

補助金の対象になる人 : 自治会、生産森林組合等  
受付時期・申請方法 : 令和8年4月～令和9年2月下旬  
この点にご注意を : 着工前申請となります。  
お問い合わせ先 : 産業部 森林環境課

## 商工業・観光に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

### 起業家支援助成金

#### ◆ こんなときに利用できます

市内で新たに起業される方に対して、起業に要する費用の一部を助成します。

#### ◆ 助成率または助成金額

- ①店舗の改装費、設備購入費、広告宣伝費の1/2以内（上限100万円）※起業初年度のみ
- ②社会保険被保険者新規雇用一人あたり50万円、雇用保険被保険者の新規雇用一人あたり30万円、左記以外の場合は新規雇用一人あたり15万円

補助金の対象になる人 : 市長に申請し、その認定を受けられた方  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 市の他の制度による補助金の交付を受けていると対象とならない場合があります。  
お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

### まちなか創業支援補助金

#### ◆ こんなときに利用できます

山崎地区歴史的景観形成地区内で新たに飲食業等の特定業種で起業される方に対して、起業に要する費用の一部を助成します。

#### ◆ 助成率または助成金額

- ①店舗の改装費、設備購入費、広告宣伝費の1/2以内（上限：新規創業は200万円、第二創業等は100万円）※起業初年度のみ
- ②社会保険被保険者新規雇用一人あたり50万円、雇用保険被保険者の新規雇用一人あたり30万円、左記以外の場合は新規雇用一人あたり15万円（第二創業等の場合のみ）

※新規創業の場合は起業家支援助成金の併用が必須

補助金の対象になる人 : 市長に申請し、その認定を受けられた方  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 市の他の制度による補助金の交付を受けていると対象とならない場合があります。  
お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

### 産業立地促進助成金

#### ◆ こんなときに利用できます

市内に工場や事業所などを新設、増設、移設する場合に、固定資産税の免除のほか各種助成を行います。

#### ◆ 助成率または助成金額

- ①固定資産税の免除（3年間）
  - ②工場等用地取得費の1/2以内（上限2,500万円）
  - ③建物機械設備取得費の1/5以内（上限2,500万円）
  - ④空き店舗等の賃借料の1/2以内（上限120万円/年）5年間又は3年間
  - ⑤上下水道加入分担金の1/2以内（上限500万円又は200万円）
  - ⑥上下水道使用料の1/2以内（上限100万円/年又は50万円/年）5年間又は3年間
  - ⑦新規雇用奨励費として社会保険被保険者一人あたり50万円、雇用保険被保険者一人あたり5万円
  - ⑧障害者雇用奨励費として障害者手帳所持者一人あたり30万円（上限300万円で5年間又は上限150万円3年間）
- ※②③ともに、市北部地域（一宮町・波賀町・千種町）への立地の場合は上限3,000万円、また、農業・林業・観光関連業・IT関連業（指定産業）の事業者の立地の場合は上限3,000万円

補助金の対象になる人 : 市長に申請し、その指定を受けられた方  
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。  
この点にご注意を : 投資額、新規雇用人数により助成メニューが異なります。  
事前に担当課へお問い合わせください。  
お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

## IT関連事業所支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

市内の空き家、空き店舗を利用して、市内でIT関連事業所を開設する場合に要する賃借料、通信回線使用料、施設の改修費用等の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

- ①賃借料補助 上限を月25,000円とし、補助対象経費の1/4以内（36か月を限度）
- ②通信回線使用料補助 上限を年30万円とし、補助対象経費の1/4以内（36か月を限度）
- ③施設改修費補助 上限を50万円（ただし県事業における空き家、空き店舗に該当する場合は100万円）とし、補助対象経費の1/4以内（事業開始時1回限り）
- ④事務機器取得費補助 上限を25万円とし、補助対象経費の1/4以内（事業開始時1回限り）
- ⑤人件費補助 高度IT技術者1人1年100万円を上限とし、補助対象経費の1/2以内（36か月を限度）

補助金の対象になる人 : 新たに事業所を開設するIT関連事業者  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 兵庫県のIT戦略推進事業の補助認定が必須です。  
令和11年3月31日に終了します。

お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

## 地域経済循環創造事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

地域の金融機関から融資を受けて地域活性化に資する事業に取り組む民間事業者等で、国の採択を受けた事業に対して、事業化段階で必要となる初期投資費用の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

補助対象経費から自己資金額及び金融機関からの融資額を差し引いた額。補助金額の上限は、金融機関からの融資額又は2,500万円のいずれか低い額。※金融機関からの融資額が、補助金額の1.5倍以上2倍未満の場合にあっては3,500万円、補助金額の2倍以上の場合にあっては5,000万円が上限となります。

補助金の対象になる人 : 市内に事業所を有する事業者  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 補助金を受けた翌年度から5年間は事業報告が必要です。  
国の予算の上限に達した時点で終了となります。

お問い合わせ先 : 市長公室 地域創生課

## 中小企業奨学金返済支援補助金

### ◆ こんなときに利用できます

若手従業員の奨学金返済負担軽減制度を設ける市内に事業所を有する中小企業等で、一般財団法人兵庫県雇用開発協会の中小企業就業者確保支援事業補助金の交付決定を受けた企業の負担金の一部を助成します。

### ◆ 助成率または助成金額

対象従業員1名につき上限を3万円/年とし、企業実負担額の1/2以内の額。

補助金の対象になる人 : 事業所を有する中小企業等  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 一般財団法人兵庫県雇用開発協会の交付決定が必須です。  
令和11年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

## 企業インターンシップ推進事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

インターンシップ（就業体験）を実施する市内事業者に対し、その実施に係る経費の一部を支援します。

### ◆ 助成率または助成金額

受入学生等1人1日あたり5千円を上限とし、受入学生等の交通費及び宿泊費用のうち事業者が負担する金額の1/2以内の額。

補助金の対象になる人 : 市内に事業所又は事務所を有する事業者  
受付時期・申請方法 : 事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 国県の補助金等の交付を受ける場合は当該金額を除いて計算します。  
令和11年3月31日に終了します。  
お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

## 収益力向上支援事業補助金

### ◆ こんなときに利用できます

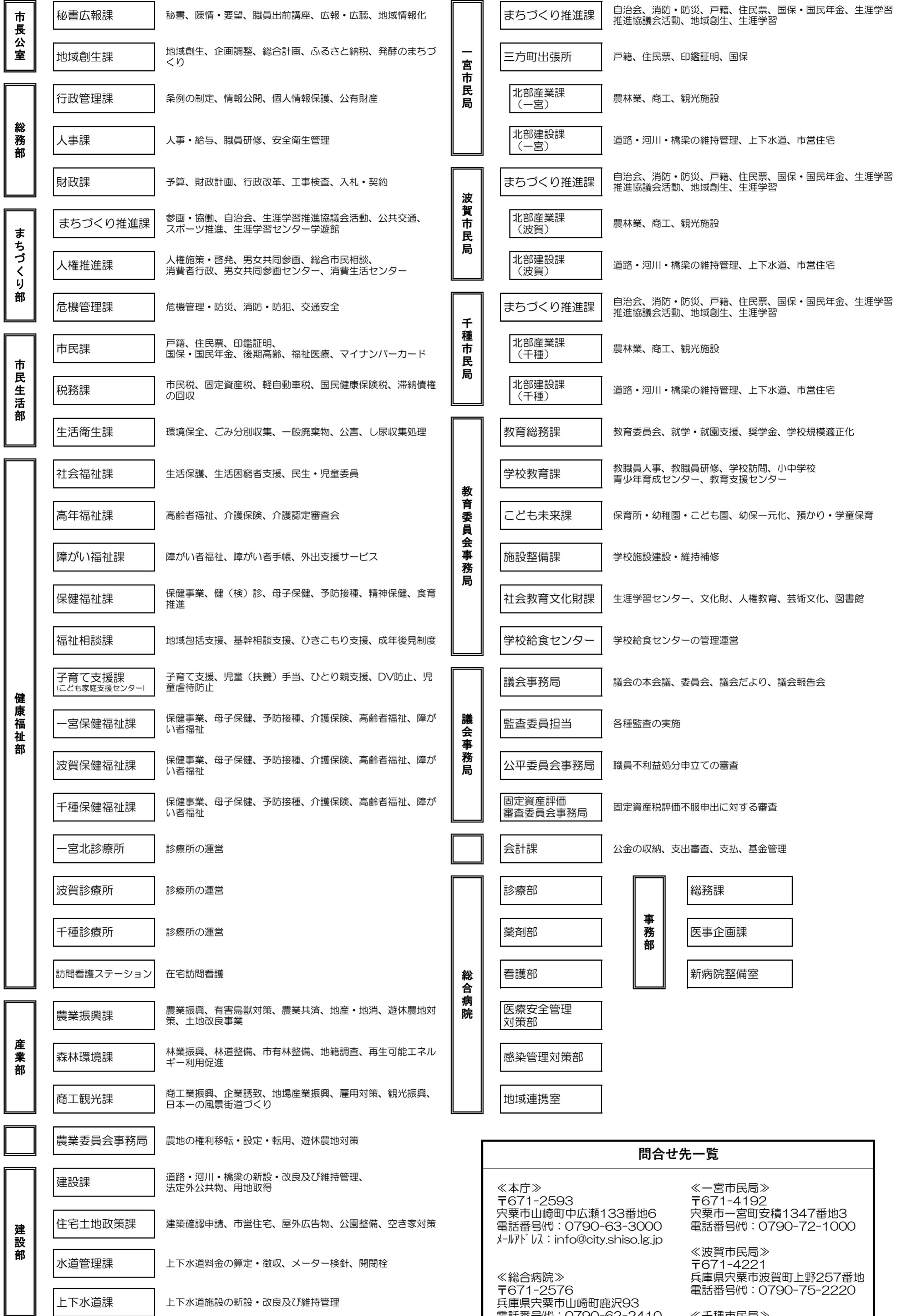
市内事業者が生産性や収益力の向上を目的として行う設備投資等の取り組みを支援します。

### ◆ 助成率または助成金額

市内で生産性や収益力の向上に向けた取り組みに係る経費に対し、補助率3分の2、100万円を上限として補助します。

補助金の対象になる人 : 市内に事業所を有する中小企業等  
受付時期・申請方法 : 令和8年5月1日～令和8年9月30日  
事前に担当課へお問い合わせください。  
この点にご注意を : 事前に事業計画を作成し、宍粟市商工会の承認を受ける必要があります。  
詳細は担当課へお問い合わせください。  
お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

# 令和8年度 宍粟市役所組織図



# 宍粟市歌「ここがふるさと」

作詞・榎 映二

作曲・山田 恵範

下を向いていたら  
 虹は見えないだろう  
 風の匂いにも  
 気づかないだろう  
 空はどこまでも高く  
 山青峰の脈はるか  
 グリーンシティー  
 グリーンシティー  
 みどりあふれる  
 ここがふるさと  
 水のはと傘  
 やがて大きな川に  
 絶え間なく流れ  
 絶え間なく流れ  
 むことはない  
 花野辺に咲き誇り  
 星満天に輝いて  
 グリーンシティー  
 グリーンシティー  
 みどりきらめく  
 ここがふるさと  
 市未来へと拓き  
 人微笑みを通いあう  
 グリーンシティー  
 グリーンシティー  
 みどりあふれる  
 ここがふるさと  
 宍粟  
 宍粟  
 シティー  
 宍粟  
 宍粟  
 シティー  
 宍粟  
 宍粟  
 シティー

♩=90

B<sup>7</sup> Cm7 Dm7 E<sup>b</sup>Δ7 F7  
 したをむいて たらー にじはみえない だ ろ う  
 E<sup>b</sup>Δ7 F7/E<sup>b</sup> Dm Gm E<sup>b</sup> F7 B<sup>b</sup>  
 か ぜ の に お い に も き づ か な い だ ろ う ー  
 E<sup>b</sup> F7 D7  
 そ ら ど こ ま で も た か く や ま せ い  
 Gm F7sus4 F7 v B<sup>b</sup>Δ7  
 ほ う の す じ は る か グ リ ー ン シ テ ィ ー  
 Gm7 v E<sup>b</sup>Δ7 F7 v  
 し そ う ー み ど り あ ふ れ る ー マ イ シ テ ィ ー グ  
 B<sup>b</sup> Gm Cm7 F7 B<sup>b</sup>  
 リ ー ン シ テ ィ ー し そ う ー こ こ が ー ふ る さ と